

令和6年（行ウ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2025年5月30日

奈良地方裁判所 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 愛須 勝也

弁護士 諸富 健

外10名



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲45	個人情報保護法 第4版(抄本)	写し 2022年 11月1日	岡村久道	改正行個法、旧個人情報保護法の沿革。そのいずれもがOECD8原則を淵源としており、目的外利用の例外として、同原則④但書(b)の「法律によって認められる場合」の規定を参照し、立法されたこと。
甲46	GDPR及び訳文	写し 2016年4	EU/個人情報	GDPRの内容。EU域外への

			月27日	保護委員会	個人データ移転はEUから「十分性認定」を受けた第三国のみ許容する仕組みとなっていることなど。
甲47	GDPRに関する実務ハンドブック（入門編）	写し	2016年1月	日本貿易振興機構	GDPRの内容。GDPRに違反した場合には巨額の制裁が課せられること。
甲48	日EU間、日英間のデータ越境移転について	写し	2023年ころ	個人情報保護委員会	日本がEUから2019年1月23日付で「十分性認定」を受けたこと。
甲49	法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用（日本語訳）	写し	2018年9月14日	法務大臣上川陽子	日本政府がEUから「十分性認定」を受けるにあたって、EUに対して繰り返し法律に基づく個人情報の収集、利用を徹底していると説明していたこと。